

平成23年度長崎県食品ウォッチャー第2回活動報告について

消費者を「長崎県食品ウォッチャー」として委嘱し、食品表示等に関して不適正な食品の情報提供を受け、改善していく制度をおこなっていますが、平成23年度第2回目の報告等による活動内容を取りまとめましたのでお知らせします。

記

1 食品ウォッチャーの委嘱数

県内で、148名（女性：134名 男性：14名）

2 活動内容

日常の買い物活動の中で食品表示等に関する監視活動を行い、問題があった場合に情報提供

監視活動の結果について定期的報告（年間3回）

県が開催する「食品ウォッチャー研修会」（年2回）への参加

3 活動結果

食品表示等に関する情報提供内容

件数51件（平成23年5月～平成24年1月31日）

食品分類					情報区分					結果		
食肉・卵	水産物	野菜 米・果物	加工品	その他	表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	調査・指導	処理中	問題なし
3	3	10	33	2	45	0	1	0	5	32	2	17

第2回定期報告の概要（1月31日現在）

調査期間	平成23年9月1日～11月30日
調査店舗数	延べ7,873店舗
調査食品数	延べ50,848点（生鮮食品24,362、加工食品26,486）

研修会の開催

第1回（平成23年5月10日～5月31日）

県内9カ所を実施

長崎会場、県央会場、佐世保会場、島原会場、県北会場、五島会場、上五島会場、壱岐会場、対馬会場 参加者90名

第2回（平成23年8月31日～10月21日）

県内9カ所を実施

長崎会場、県央会場、佐世保会場、島原会場、県北会場、五島会場、上五島会場、壱岐会場、対馬会場 参加者83名（食品ウォッチャー以外の参加含む）

4 主な情報提供及び対応内容

疑問点	対応・処理内容
<p>とうふの保存方法(要冷蔵10以下)が守られていない。</p>	<p>要冷蔵で10以下での保存は、メーカーの指定でもあり、これを守ることにより、賞味期限が意味のあるものとなっていることを説明し、製品に表示してあるとおりに販売を行うよう、販売事業者を指導しました。</p>
<p>豆乳の賞味期限の表示がない。</p>	<p>調査時の店頭に並んでいる商品については、賞味期限の表示はされていません。印字装置で賞味期限を印字しているため、確認漏れが発生したものと推測されます。よって、賞味期限の印字の確認を徹底するよう指導しました。</p>
<p>ももの原産地表示が欠落している。</p>	<p>調査時、外箱に産地が記載してあることを確認しました。生鮮食品の表示の方法として、袋に表示する以外に、立て札などポップで表示してもかまいません。また仕入れの箱などに正しい原産地の表示があれば、そのまま利用できます。</p>
<p>たけのこの水煮が悪臭がする。</p>	<p>食品ウォッチャーご本人様に現物を持って、最寄り保健所に相談に行ってくださいました。保健所にて調査を行い、改善指導を行いました。</p>
<p>ゆでちゃんぽんの表示欄には消費期限となっているが、別記のシールには賞味期限となっている。</p>	<p>製造者に対して、急速に劣化しやすいものについては、消費期限として記載するように指導しました。その後、別記のシールの記載が消費期限に変更されたことを確認しました。</p>